

契約条項 TJG001_210416

1. 本契約条項に定める保守サービスを提供する時間に「定時外保守付加サービス」として、注文書で定めるサービスメニュー番号に該当する次の時間帯を追加します。ただし、「定時外保守付加サービス」は商品のうち機械装置にのみ提供し、ソフトウェア商品（機械装置に搭載するソフトウェア商品を含む）には提供しません。
2. 前項に伴い、甲は本契約の料金に付加して注文書に定める定時外保守付加サービス料金を支払います。
3. 注文書に定める定時外保守付加サービス料金は、本契約開始日から計算します。

「サービスメニュー別定時外保守付加サービス提供時間帯一覧」

- サービスメニュー：16・・・土曜日の9:00から17:30まで（国民の祝日および年末年始を除く）
サービスメニュー：18・・・土曜日、日曜日および国民の祝日の9:00から17:30まで（年末年始を含む）
サービスメニュー：25・・・月～金曜日の17:30から21:00まで（国民の祝日および年末年始を除く）
サービスメニュー：26・・・国民の祝日および年末年始を除く次の時間帯
・月～金曜日の17:30から21:00まで
・土曜日の9:00から21:00まで
サービスメニュー：28・・・年末年始を含む次の時間帯
・月～金曜日の17:30から21:00まで
・土曜日、日曜日および国民の祝日の9:00から21:00まで
サービスメニュー：35・・・月～金曜日の17:30から24:00まで（国民の祝日および年末年始を除く）
サービスメニュー：36・・・国民の祝日および年末年始を除く次の時間帯
・月～金曜日の17:30から24:00まで
・土曜日の9:00から24:00まで
サービスメニュー：38・・・年末年始を含む次の時間帯
・月～金曜日の17:30から24:00まで
・土曜日、日曜日および国民の祝日の9:00から24:00まで
サービスメニュー：45・・・月～金曜日の0:00から9:00および17:30から24:00まで（国民の祝日および年末年始を除く）
サービスメニュー：46・・・国民の祝日および年末年始を除く次の時間帯
・月～金曜日の0:00から9:00および17:30から24:00まで
・土曜日の0:00から24:00まで
サービスメニュー：48・・・年末年始を含む次の時間帯
・月～金曜日の0:00から9:00および17:30から24:00まで
・土曜日、日曜日および国民の祝日の0:00から24:00まで

※年末年始とは、12月30日から翌年1月3日の期間をいいます。

以上